

山田みやこの活動報告

令和3年9月14日(火)

令和3(2021)年度 性暴力を考える講座(第2回)に参加

〈講座3〉

なぜそれが無罪なのか?～性暴力被害女性を取り巻く現状と課題～

講師 伊藤 和子氏(弁護士 ヒューマンライツ・ナウ事務局長)

日本では声をあげた人を責める環境。なぜなのか?

男性と一緒に飲みに行った→あなたが悪い

そんな恰好をしていた →あなたが悪い

社会はなぜか加害者を非難せず、女性を非難する。性被害にあった人で警察に通報・相談したというケースは3.7%で、女性は2.8%、男性が8.7%。被害相談しても起訴され有罪になる割合は著しく低い。

110年ぶりに2017年刑法改正

①強姦罪の名称が強制性交等罪に変更、被害者には男性も含まれることに

②法定刑の下限を5年に引き上げ

③「親告罪」既定の撤廃、被害届でよい

④監護者による性行為は暴行・脅迫がなくても処罰

積み残された課題

- ・同意なき性行為を広く処罰対象とすること
- ・性交同意年齢を引き上げること
- ・地位や関係性を利用した性行為の処罰を拡大すること
- ・公訴時効を撤廃または停止すること
- ・セクシュアルハラスメントを犯罪とすること

2019年3月に4件の無罪事件

岡崎判決 : 意に反する性行為は認めても、抗拒不能を否定

静岡判決 : 少女の証言の信用性を否定

久留米判決: 抗拒不能を認めても故意を否定

浜松判決 : 抗拒不能を認めても故意を否定

海外の法改正は性行為には明確な「同意」が必要。

〈性交同意年齢〉

日本-13歳・ドイツ-14歳・フランス、スウェーデン-15歳

カナダ、イギリス、フィンランド・韓国・台湾-16歳

2021年5月 検討会のとりまとめ報告では、積極的な意見が提起されても具体的な制度改正が出来ないまま問題の先送りとなっている。不同意性交罪も導入されず、地位関係性を利用した性犯罪規定も実現せず、性交同意年齢も引き上げられず「処罰するべきものが処罰されない」現状

女子学生が立ち上がり抗議の署名運動を行い、出版社を相手に女性を軽視した出版の取り下げと謝罪の要求をし、出版社側が謝罪した。

小さい時から性行為における「同意」について教育が必要というメッセージをいただいた。

<2021年9月14日「性暴力を考える講座」>

講座3

「なぜ、それが無罪なのか!？」

～性暴力被害女性を取り巻く現状と課題～

講師: 伊藤 和子 (弁護士)

【講師プロフィール】

弁護士 ミモザの森法律事務所代表 ヒューマンライツ・ナウ事務局長
ジェンダー法学会理事長 日弁連両性の平等に関する委員会委員

1994年弁護士登録。以来、女性、子ども、冤罪事件等の人権問題に関わって活動。

2004年、ニューヨーク大学ロースクール客員研究員。

2006年、ヒューマンライツ・ナウの発足に関わり、以後、事務局長として国内外の人権問題に関わって活動。同時に弁護士として、女性を始めとする権利擁護の活動に取り組んでいる。著書に、「人権は国境を越えて」「なぜ、それが無罪なのか!?!」「脱セクシュアル・ハラスメント宣言」など。

認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ

〈講座4〉

性暴力被害者の相談と支援の実際～ジェンダーの視点からの理解と対応～

講師 福岡 ともみ(性暴力被害者支援センター・ひょうご 事務局長)

○性暴力被害者支援センター・ひょうご

病院拠点型 月～金 9:30～16:30

専門研修を受けた支援員が対応

ワンストップで他機関と連携

→県立尾崎総合医療センター

県弁護士会

フェミニストカウンセリング神戸

2020年度の相談実績

電話相談	322件
メール相談	89件
面接相談	88件(63%が医療支援あり)
学校へのアウトリーチ	6件

①対人援助

○支援のプロセス

誰かが困っていることに気づく

誰のために援助するのか

②性暴力

同意のない無理やりな性的言動

身体の統合性と性的自己決定権を侵害するもの

こころとからだに衝撃を与える

被害を受けた人のからだところを置き去りにしない。

③ジェンダー

近代社会ではただの「人間」としては存在できない。

常に「男」か「女」かに振り分けられ

男が優位・女が劣位に置かれ

異性愛が強制される

男性中心社会の価値観

弱いことはダメなこと

→いや、女性は弱さを理解しやすく、弱さを抱え持ちつつ生産的に働くことができる(被抑圧者のレジリエンス)

精神的・身体的・社会的に良好で自分のからだを自分のものとして決断する権利を持ち、支援してくれる機関にアクセスする権利を持っている(セクシャル・リプロダクティブ・ヘルツ・ライツ)

私のからだは私のもの

④トラウマインフォームドケア/コミュニティ

困った人ではなく困っている人：困りごとを抱えている人

理解→気づき→対応→再受傷の防止

⑤被害者に必要な支援

ワンストップ支援センターだけでは支援できない。

地域方略を持ったネットワーク真の必要性

回復の主体は被害当事者

タブー意識、思い込み、規範価値観での二次被害防止

二次受傷を防ぐチームケアとセルフケア(支援者へ)

人は人によって傷つけられるけど、人によって癒される

※最後に講師より

被害当事者に向けて言えるのは、今まであなたが言った中で一番勇敢な言葉は「助けて」という言葉ですと、世界中で100万人の心を掴んだ本「ぼく、モグラ、キツネ、馬」(8歳の子どもから80歳の大人まで誰の心にもめり込みいつでも力をくれる永遠の人生寓話)から引用されたメッセージが素晴らしかった。

<2021年9月14日「性暴力を考える講座」>

講座4

「性暴力被害者の相談と支援の実際

～ジェンダーの視点からの理解と対応～」

講師：福岡 ともみ

(性暴力被害者支援センター・ひょうご 事務局長)

【講師プロフィール】

NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご 事務局長
京都女子大学大学院非常勤講師
認定フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター

- 育った地域が被差別部落であったことから人間と差別の問題に関心を持つ。
- 1995年の神縄少女レイプ事件に衝撃をうけ、性暴力やDV被害者へのサポートに関わる。
- DV被害者が犯罪加害者となった経験に関わった経験は被害と加害、支援を考える原点となっている。

認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ